

外来の高額療養費制度の 仕組みが変わります

問 駅南庁舎保険年金課
☎ 0857-20-3487 (後期高齢者医療)
☎ 0857-20-3482 (国民健康保険)
各総合支所市民福祉課 (☎ 14 ページ)

これまで外来診療で、ひと月の窓口負担が自己負担限度額を超える医療を受けたとき、いったんその額をお支払いいただいていたが、4月から限度額を超える分を窓口で支払わなくてもよくなります。

■後期高齢者医療の被保険者

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、同じ医療機関でのひと月の窓口負担が8000円までの支払いとなります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、保険年金課23番窓口または各総合支所で申請してください。

住民税課税世帯の人は、被保険者証のみ提示すれば、それぞれの自己負担限度額までの支払いとなります。
※認定証を提示せず、限度額以上の支払いをされた場合は、3カ月後に広域連合から高額療養費の通知が届きます。

■国民健康保険の被保険者

国民健康保険では、下記認定証などを提示すれば、医療機関ごとで自己負担限度額までの医療費負担となります。

提示するもの	▷ 住民税非課税世帯の人 「限度額適用・標準負担額減額認定証」
	▷ 住民税課税世帯の人 ・ 70歳未満の人 「限度額適用認定証」 ・ 70歳～74歳の人 「高齢受給者証」

「限度額適用(標準負担額減額)認定証」は、保険年金課21番窓口または各総合支所で申請してください。
※限度額以上の支払いをされた場合は後日、高額療養費の支給申請をしていただくと、限度額を超える金額を返還します。

鳥取市暴力団排除条例を施行

問 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3102

暴力団は、時代の変化に合わせて、恐喝事件やヤミ金融事件などさまざまな手段で資金獲得活動を行っており、市民や事業者の活動が今なお脅かされています。

鳥取県では「鳥取県暴力団排除条例」が昨年4月から施行され、警察、行政、事業者、県民が一体となった暴力団排除活動が始まっています。

本市においては、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保するため、「鳥取市暴力団排除条例」を4月1日から施行しました。この条例では、暴力団排除の基本理念、市民や事業者の役割、市が行う施策などを定めています。

暴力団追放の「3ない運動」を基本に、社会一体となった暴力団排除にご協力をお願いします。

●条例の基本理念 暴力団追放の「3ない運動」

- ・ 暴力団を利用しない
 - ・ 暴力団を恐れない
 - ・ 暴力団に資金を提供しない
- を基本として、市、市民、事業者は、互いに連携・協力して推進する。

●市民・事業者の役割

- ・ 暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力して取り組む。
- ・ 市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力する。
- ・ 暴力団排除に関係する情報を知ったときは、市や警察へ知らせる。
- ・ 暴力団・暴力団員と密接な交際はしない。

●市が行う施策

- ・ 市の事業(公共工事など)から暴力団を排除するための措置を講ずる。
- ・ 市の施設が暴力団の活動に利用されたり、暴力団に利益を与えたりしないための措置を講ずる。
- ・ 暴力団による犯罪被害を受けないための教育や青少年に対する教育に対する支援・協力を行う。

自然エネルギー導入補助制度

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3218

地球の温暖化防止のため、太陽光などの自然エネルギーを利用した発電システムなどを設置される市民に対して、購入費、設置費の一部を補助します。なお、平成24年度から新規に民生用燃料電池システム(エネファーム)を補助対象とします。

対象 本市内の住宅などに太陽光発電設備、民生用燃料電池システム、薪ストーブ、ペレットストーブ、小型風力発電設備、太陽熱温水器などを設置する市民
※申し込みは、先着順に受け付けています。
※申請書類は、生活環境課および市のホームページ(くらしと環境→自然エネルギー補助制度)からダウンロードできます。

補助対象設備一覧 ※高効率給湯器およびLED照明設備については、太陽光発電設備と同時に設置する場合に限る

設備名称	設備概要	補助額
太陽光発電設備	太陽電池による発電設備	太陽電池の最大出力に3万4000円を乗じた額、上限13万6000円
薪ストーブ	薪を燃料として使用するストーブ(※排煙を減少させる構造であること)	設置経費の1/10、上限6万円
ペレットストーブ	木質ペレットを燃料として使用するストーブ	設置経費の1/10、上限4万円
太陽熱温水器	太陽の熱で水を温め貯湯し給湯する蓄熱式の給湯器	設置経費の1/10、上限2万円
(新規補助)民生用燃料電池システム	都市ガス・LPガスを改質し水素を取り出し酸素と結合し発電する。排熱を給湯に利用する。	設置経費の1/10、上限20万円
小型風力発電設備	風車の回転運動により発電する設備(※定格出力100W以上)	設置経費の1/10、上限10万円
※高効率給湯器	CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器であること	設備経費の1/10、上限3万円
※LED照明設備	光源にLEDを使用した照明設備(可搬型の照明器具および光源のみの交換は対象外)	設備経費の1/10、上限3万円

狂犬病予防は飼い主の義務です！～飼い犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ～

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3216

平成24年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射は、次の日程のとおりです。案内状・手数料を持参のうえ、会場に飼い犬を連れてきてください。

※飼い犬は、生涯に1回登録を行い、毎年1回、4～6月の間に予防接種の注射を受ける必要があります。

※平成7年度以降に登録されていない飼い犬は、新規の登録が必要です。

■手数料

【新規】 登録料+予防注射料+手数料 5,950円
(平成7年度以降に登録されていない、生後91日以上の飼い犬)

【継続】 予防注射料+手数料 2,950円
(平成7年度以降に登録された飼い犬)

※  の飼い犬表示シールは、別途80円が必要です。

注射会場内での注意事項

- 注射の時、犬が暴れる場合があります。必ず、押さえることのできる飼い主が連れて来てください。
- 犬同士がケンカをしないよう、十分注意してください。
- ふんの始末などは、飼い主が責任を持って行ってください。「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」でふんの放置は禁止されています。
- 体調の悪い犬・病気療養中の犬は獣医などと相談のうえ後日、注射を受けてください。

飼い犬の死亡、住所変更などの連絡

本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3216
各総合支所市民福祉課 (☎ 14ページ)

飼えなくなった犬や猫についての相談

東部総合事務所生活安全課 ☎ 0857-20-3675

【鳥取地域】

実施日	時間	会場
4/2(月)	9:30～9:40	岩坪公民館
	10:00～10:10	JA神戸ふれあい館
	10:20～10:30	下砂見公民館
	10:50～11:00	大和地区公民館
4/3(火)	9:30～10:00	面影地区公民館
	10:20～10:50	大杓2区集会所
	11:10～11:30	修立地区公民館
4/4(水)	9:30～9:45	明治地区公民館
	10:10～10:25	豊実地区公民館
	10:45～11:00	西里仁公民館
4/5(木)	9:30～10:20	城北地区公民館
	10:40～11:30	浜坂地区公民館
4/6(金)	9:30～9:50	東吉成会館
	10:10～10:30	雲山南団地集会所
	10:50～11:10	大覚寺公民館
4/9(月)	9:30～9:50	JA鳥取支店
	10:05～10:20	中吉成集会所
	10:40～11:00	美穂地区公民館

実施日	時間	会場
4/10(火)	9:30～9:50	賀露7区公民館
	10:10～10:30	賀露6区公民館
	10:50～11:10	千代水地区公民館
4/11(水)	9:30～9:40	円通寺児童館
	10:00～10:20	国安集会所
4/12(木)	10:40～10:50	東馬場集会所
	9:30～10:10	若葉台地区公民館
	10:30～10:50	津ノ井地区公民館
4/13(金)	11:15～11:30	米里地区公民館
	9:30～10:10	旧岩倉地区公民館跡地
	10:30～11:00	稲葉山地区公民館
4/15(日)	9:00～11:30	鳥取市役所(本庁舎)
	9:30～9:50	湖南地区公民館
4/16(月)	10:05～10:25	JA大郷ふれあい館
	10:45～11:15	松保地区公民館
	9:30～9:50	東郷地区公民館
4/17(火)	10:10～10:30	大正地区公民館
	10:50～11:05	高草人權福祉センター

実施日	時間	会場
4/23(月)	9:30～10:00	湖山西地区公民館 (国際交流プラザ)
	10:15～10:45	湖山地区公民館
	11:00～11:20	湖山神社
4/24(火)	9:30～9:50	江山人権福祉センター
	10:20～10:40	聖神社駐車場
4/25(水)	11:00～11:20	西人權福祉センター
	9:30～10:15	美萩野一丁目集会所
	10:40～11:00	末恒地区公民館 (末恒体育館横)
4/26(木)	9:30～9:50	大森団地集会場
	10:10～10:20	八幡池スポーツセンター 城北体育館
	10:40～11:10	北園ふれあい会館

※いずれの会場でも受け付けています。

G・W中の市民課の業務案内

問 駅南庁舎市民課 ☎ 0857-20-3492

	市民課(駅南庁舎) 各総合支所	市民課証明コーナー (本庁舎1階)
4月	28日(土)	平常どおり(8:30～17:15)
	29日(祝)	休業します
	30日(月)	平常どおり(8:30～17:15)
5月	1日(火)	平常どおり(8:30～17:15)
	2日(水)	平常どおり(8:30～17:15)
	3日(祝)	平常どおり(8:30～19:00)
	4日(祝)	平常どおり(8:30～19:00)
	5日(祝)	休業します
	6日(日)	休業します
	7日(月)	平常どおり(8:30～17:15)

※出生、死亡など戸籍の届出は、休業中でも警備員室(本庁舎裏側入口)、各総合支所警備員室で受け付けます。

外国人住民のみなさんへ ～大切なお知らせ～

問 駅南庁舎市民課

☎ 0857-20-3493 ☎ 0857-20-3408

7月9日に外国人登録法が廃止され、 新たな在留管理制度が始まります。

外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象になります。

日本人と外国人で構成される世帯でも、世帯全員が記載された「住民票の写し」などが発行できるようになります(外国人登録記載事項証明書は発行できなくなります)。

対象 観光などの短期滞在者などを除いた、適法に3カ月を超えて在留する外国人

※詳しくは、本市ホームページをご覧ください。